

児童手当制度の概要

○支給対象

中学校卒業（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）までの児童を養育しているかた。

○支給月額

児童の年齢	児童手当の額（一人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000 円（第3子以降 [※1] は 15,000 円）
中学生	一律 10,000 円

[※1：第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち3番目以降をいいます。]

○支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当が支給されます。

○児童手当制度の変更点

児童を養育しているかたの所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律 5,000 円を支給します。扶養親族等の数による所得限度額は下記のとおりです。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※1 扶養親族等の数が一人増えるごとに、所得額に 380,000 円加算します。

※2 所得額とは、サラリーマンなどの給与所得のみのかたは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、自営業者などで確定申告をしているかたは、確定申告書の「所得金額合計」のことをいいます。

※3 所得額は、主な生計者（所得が高いかた）が対象で、世帯や夫婦の合算した所得ではありません。

※4 上表の金額は、一律控除の 80,000 円を引いた金額です。このほかにも、さまざまな控除（障害者控除、寡婦控除、勤労学生控除など）があります。

○その他

保育料や学校給食費などの支払い申し出があったかたは、本町では児童手当から徴収することが可能となりました（※徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります）。

このほか、児童手当などの全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいというかたには、簡便に寄付を行う手続きがあります。関心のあるかたは、役場町民福祉課まで問い合わせください。

「子ども手当」は「児童手当」に名称が変更されました